

2024年度

香川県保育学生修学支援事業のてびき
(申請者用)

令和6年5月

香川県社会福祉協議会

目 次

◆ 1	制度概要	1
◆ 2	申請要領	3
◆ 3	選考方法	5
◆ 4	貸付の手続き	6
◆ 5	修学資金の返還免除	7
◆ 6	修学資金の返還	8

規程集（※本文中の以下の規程について同じ）

- 香川県保育学生修学支援事業運営要領（本文中では「運営要領」といいます。）
- 香川県保育学生修学支援事業貸付対象者審査要領（本文中では「審査要領」といいます。）
- 保育士修学資金の貸付け等について（令和5年6月7日こ成基第18号こども家庭庁成育局長通知 抜粋）
- 保育士修学資金貸付等制度の運営について（令和5年6月7日こ成基第19号こども家庭庁成育局長通知 抜粋）

◆1 制度概要

この事業では、保育士を目指す優秀な学生であって、かつ、家庭の経済的な理由により修学が困難な学生（独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象者と同程度の経済的理由により修学が困難な学生）に対して修学資金の貸付けを行います。

なお、この事業は、国の「保育士修学資金の貸付け等について」及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」並びに「香川県保育学生修学支援事業実施要綱」及び「香川県保育学生修学支援事業運営要領」に基づき、国と県の補助金により実施されています。

I 貸付対象

貸付けの対象となるのは、次の①から③の要件を満たす学生です。

① 保育士養成施設の学生

都道府県知事の指定する保育士を養成する香川県内及び県外の学校その他の施設のうち専修学校（一般課程）及び各種学校を除く施設（以下「養成施設」といいます。）に在学している方

② 申込時点で香川県内に住民登録をしている学生又は養成施設の学生となった前年度に香川県内で住民登録をしていた学生

③ 世帯の収入が下記の基準以内であること

世帯人数	自宅・自宅外の区分	家計支持者が 給与所得世帯の場合 (万円)	家計支持者が 給与所得以外の世帯の場合 (万円)
2人世帯	自宅	1, 0 9 2	6 8 4
	自宅外	1, 1 3 9	7 3 1
3人世帯	自宅	1, 0 6 5	6 5 7
	自宅外	1, 1 1 2	7 0 4
4人世帯	自宅	1, 1 4 9	7 4 1
	自宅外	1, 1 9 6	7 8 8
5人世帯以上	自宅	1, 4 2 0	1, 0 1 2
	自宅外	1, 5 1 4	1, 1 0 6

※給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額（税込み）

※給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

II 貸付金の額

- ・基本 : 50,000 円以内／月（最高24か月分、計1,200,000円以内、ただし貸付決定を受ける年度が最終学年の者は、最高12か月分、計600,000円以内）。高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる方は、月額50,000円を上限に授業料の自己負担額の範囲において貸付を行います。
- ・入学準備金：200,000円（貸付の初回のみ）（ただし、当該養成施設に入学した日の属する月の初日から1年（当該養成施設の正規の修学期間が4年の場合にあっては、2年）を経

過する日までの間に初回の貸付を受ける場合に加算することができます。)。高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる方は、200,000円を上限に入学金の自己負担額の範囲において貸付を行います。

- ・就職準備金：200,000円（貸付の最終回のみ）

合計 1,600,000円以内 ※利子については、無利子とします。

その他、生活保護受給世帯の方などに、生活費の一部を加算（生活費加算）して貸し付ける制度もあります。高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金を受給している方は、併願は可能ですが、併用して生活費加算を受給することはできません。原則として、給付型奨学金が優先となります。

※生活費加算を希望される場合は、申請者の居住地と年齢によって額が異なりますので、養成施設の担当者に御照会ください。

※ただし、生活費加算のみを貸し付けることはできません。

Ⅲ 貸付期間

修学資金の貸付期間は原則として、貸付決定日の属する年度の4月から2年間です。

※ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、Ⅱの修学資金の額のうち基本分の2年間（最高24か月分）に相当する金額(1,200,000円)の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

◆2 申請要領

貸付金を希望する方は、必要書類をご準備のうえ、在学する養成施設に申請を行ってください。
この制度は、貸付制度ですので、返還していただく場合もあります。
ご利用にあたっては、返還義務を十分理解したうえで申請するようにしてください。

I 申請資格

修学資金の貸付けの対象となるのは、次の①から③の要件を満たす学生です。

- ① 香川県内及び県外の保育士養成施設の学生
- ② 申込時点で香川県内に住民登録をしている学生、又は養成施設の学生となった前年度に香川県に住民登録をしていた学生
- ③ 世帯の収入が基準以内であること
※世帯の収入基準は、「1 制度概要」の「I 貸付対象の③」をご覧ください。

II 申請書の提出

修学資金の貸付を受けようとする方は、「保育士修学資金貸付申請書」（運営要領の様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、在学する養成施設に提出してください。

- (1) 世帯に関する届出書（運営要領 様式第1号の2）

（県外在住者で住民票を転出していない学生は、4 その他に下宿先住所を記載してください。）

- (2) 誓約書（運営要領 様式第2号）

- (3) 保育士養成施設の推薦書（運営要領 様式第3号）

- (4) レポート（200字以上400字以下、様式は任意、手書き）（※1）

- (5) 住民票（申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人（住民票抄本））（※2）

申請者の住所が県外の場合、申請者が養成施設の学生となった前年度に香川県内に住所を有していたことが分かる書類（住民票、戸籍の附票など）と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人住民票抄本

- (6) 世帯の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、市町の所得課税証明書等）（※3）

- (7) 申請世帯における被扶養者が県外在住の学生の場合、被扶養者であることを確認できる書類（扶養者の源泉徴収票の写し、在学証明書等）（※4）

- (8) 貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況である場合、そのことを証明する次のいずれかの書類（該当する場合のみ）（※5）

① 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

② 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が非課税であることを証明する書類

③ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減税があることを証明する書類

④ 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金が減免されることを証明する書類

⑤ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予があることを証明する書類

- (9) その他会長が必要と認める書類（該当する場合のみ）※個別に対応します。

(注意事項)

※1) レポートについて

【内容】保育士になりたい理由、香川県内の保育所で働きたい理由など、修学資金の貸付を希望する動機について**必ず手書き**で書いてください。

【書式】書式は問いません。200字以上400字以内で書いてください。

※2) 連帯保証人について

- ・独立の生計を営む成年者（扶養されていない成年のこと。）の連帯保証人を2名立てる必要があります。
- ・そのうち、1名は香川県に居住する方でなければなりません。
- ・修学資金の貸付を受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人のうちの1名は貸付を受けようとする方の法定代理人（親権者）でなければなりません。

ただし、貸付を受けようとする方が、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所しているなど、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合はご相談ください。

※3) 世帯の収入を証明する書類

- ・「世帯の収入」とは、父母双方の収入、またはこれに代わって家計を支えている人の収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

- ① 両親がいる世帯の場合は、父母双方の収入の合計。
- ② 母子または父子世帯の場合は、母または父の収入。
- ③ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合は、その人の収入。

- ・上記の人について、「収入を証明する書類」として次の書類を提出してください。

- ① 給与所得者は、令和5年分の源泉徴収票（コピー可）または市町の所得課税証明書
- ② 確定申告者は、令和5年分の確定申告書（控）のコピー

※4) 世帯のうち、本人以外の被扶養者が県外在住の学生の場合、自宅外での通学を確認するため、被扶養者であることが記載された源泉徴収票または在学証明書などを提出してください。

※5) (8)、(9)の書類は、該当される方のみ、提出してください。

◆3 選考方法

I 養成施設の推薦

各養成施設において、家庭の経済状況、学業優秀、レポートの内容、他の給付型奨学金の利用状況等の観点から、推薦に必要な採点を行った後、養成施設の推薦を受けた方の申請書が、香川県社会福祉協議会に送付されます。

II 香川県社会福祉協議会での選考

各養成施設からの推薦を経て、香川県社会福祉協議会に設置する「香川県保育士修学資金貸付対象者審査委員会」にて、家庭の経済状況、学業優秀、レポートの内容、他の給付型奨学金の利用状況等、総合的な審査を行い決定します。

III 結果通知

香川県社会福祉協議会は、養成施設から推薦のあったすべての方に、選考結果を通知します。あわせて、推薦をお願いした養成施設へは、当該養成施設から推薦のあった方の選考結果を一覧にしてお知らせします。

採否にかかわらず、香川県社会福祉協議会に提出された書類は返却しませんが、本会が定める個人情報取り扱いに基づき、適切な処理をさせていただきます。

IV その他

貸付決定までに、養成施設から推薦のあった方が要件に該当しなくなった場合や、事故等の特別な理由から貸付けが不可能となった場合には、速やかに、香川県社会福祉協議会に連絡してください。

養成校に対して、審査のため必要な場合、高等教育の修学支援新制度の利用状況等の個人情報を照会しますのでご了承ください。

連絡先：香川県社会福祉協議会香川県福祉人材センター 保育士修学資金貸付担当

電話番号087-833-0250、FAX087-861-5622

◆4 貸付の手続き

I 借用書等の提出

修学資金の貸付決定を受けた方は、香川県社会福祉協議会の指導に従い、「保育士修学資金振込口座申請書」（運営要領 様式第4号）、決定した全額についての「保育士修学資金借用書」（様式第5号）を提出してください。

II 修学資金の交付

修学資金の交付は、原則年2回（卒業年度においては原則3回）とし、「保育士修学資金振込口座申請書」で申請のあった口座へ振り込みます。

なお、振込みは、在学証明書等で在学の確認ができた方を対象とさせていただきますので、各回の振込み前には在学証明書等の提出をお願いします。

III 貸付契約の解除

修学資金を借り受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸付契約を解除します。

- 運営要領第2貸付対象等に規定する者でなくなったとき。
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 学業の成績及び素行が著しく不良になったと認められるとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

IV 出席状況の確認

年1回、出席状況のわかる書類又は成績通知書の写し若しくは成績証明書の提出をお願いします。

◆5 修学資金の返還免除

次のような場合には、返還金の全部または一部が免除されます。

I 返還の当然免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、かつ、次の要件のいずれかに該当する場合、返還を免除することができます。

- 県内の保育所、認定こども園、預かり保育を常時実施している幼稚園等（※）において、5年間、業務に従事したとき。（ただし、過疎地域、離島及び中山間地域等において業務に従事した場合、または、入学時に45歳以上の方で、離職して2年以内の方が業務に従事した場合の従事期間は3年間とします。）

※返還が免除される保育所等については、国の「保育士修学資金貸付等制度の運営について」の7に記載されておりますが、詳しくは、香川県社会福祉協議会にお問合せください。

- 香川県内の保育所等において、勤務している間に、業務上の事由により死亡し、又は、業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

II 返還の裁量免除

次の要件のいずれかに該当し、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が難しい場合、返還の債務の全部または一部を免除することができます。

- 死亡し、又は障害により修学資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の全部または一部
- 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還することが困難であると認められるとき 返還の債務の全部または一部
- 香川県内において2年以上業務に従事したとき 返還の債務の一部

III その他

公務員として行政事務等の保育士業務以外の業務に従事したときや人事異動等により、預かり保育を実施していない幼稚園に異動になった場合は、その時点において、返還義務が生じるようになりますので、ご注意ください。

◆6 修学資金の返還

I 返還

修学資金の返還は、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除きます。）に、運営要領の第12により、返還を行わなければなりません。

- 運営要領の第8の規定により修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 養成施設卒業後1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は香川県の区域で運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事しなかったとき。
- 香川県の区域内において、運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事できなくなったとき。

II 返還の当然猶予

修学資金を借り受けた方は、運営要領の第8の規定により、修学資金の貸付を取り消された後も引き続き養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができます。

III 返還の裁量猶予

修学資金を借り受けた方が、次のいずれかに該当する場合は、これらの事由が継続している期間、履行期限がまだ到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができます。

- 香川県の区域で運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき

IV 返還猶予の申請

返還の猶予を受けようとする方は、「保育士修学資金返還猶予申請書」(運営要領の様式第 10 号)に、次に掲げる書類を添えて香川県社会福祉協議会に提出してください。

- 就学による場合にあつては、養成施設の長の発行する在学証明書
- 就業による場合にあつては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した「保育等業務従事届」(運営要領の様式第 11 号)
- 上記以外の場合にあつては、申請の理由を証明する書類

V 延滞利子

修学資金を借受けた方は、正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3%の割合で計算した延滞利子を納めなければなりません。

規 程 集

- 香川県保育学生修学支援事業運営要領・・・・・・・・・・ 11～39
- 保育士修学資金の貸付け等について（抜粋）・・・・・・ 40
- 保育士修学資金貸付等制度の運営について（抜粋）・・・・ 41～42

香川県保育学生修学支援事業運営要領

第1 目的

香川県保育士修学資金貸付事業に係る社会福祉法人香川県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象等

- 1 保育士修学資金貸付の対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、原則として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学している者であり、かつ、香川県に住民登録している者又は養成施設の学生となった前年度に香川県内で住民登録をしていた者であるとともに、卒業後香川県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、香川県において貸付を受け、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、香川県及び当該被災県とする。以下同じ。）において、第11の（1）に規定する業務に従事しようとする者とする。
- 2 本修学資金の貸付は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる者（独立法人日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者）について行うものであり、選定にあたっては当該養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うものとする。ただし、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあつては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、適正な推薦を受ける観点から、常日頃から養成施設との密接な連携を図るものとする。また、東日本大震災の被災者にあつては、学業優秀、家庭の経済状況等の要件を問わず、養成施設から被災地出身者等であることを確認の上、適切に行うものとする。
- 3 第6の2に規定する養成施設に在学する期間における生活費の一部の加算（以下「生活費加算」という。）については、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格取得を支援するものであるため、次のいずれかに該当する者を貸付対象者とする。
 - （1）貸付申請時に生活保護受給世帯の者
 - （2）貸付申請時の前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた世帯の者
 - ① 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ③ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ④ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- 4 第11号の（1）に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

第3 貸付申請

修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて香川県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に養成施

設を経て提出しなければならない。

- (1)世帯に関する届出書（様式第1号の2）
- (2)誓約書（様式第2号）
- (3)保育士養成施設の推薦書（様式第3号）
- (4)レポート（200字以上400字以下、様式は任意、手書き）
- (5)住民票（（申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人（住民票抄本））
- (6)世帯の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）
- (7)申請世帯における被扶養者が県外在住の学生の場合、被扶養者であることを確認できる書類（源泉徴収票の写し、在学証明書等）
- (8)貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証明する次のいずれかの書類（該当する場合のみ）
 - ①福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ②第2の3の(2)の①を証明する書類
 - ③第2の3の(2)の②を証明する書類
 - ④第2の3の(2)の③を証明する書類
 - ⑤第2の3の(2)の④を証明する書類
- (9)その他会長が必要と認める書類（該当する場合のみ）

第4 連帯保証人

- 1 申請者は、独立の生計を営む成年者の連帯保証人2名を立てなければならない。そのうち1名は香川県内に居住する者でなければならない。
- 2 申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人でなければならない。ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
- 3 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担する。

第5 貸付決定の通知等

会長は、貸付の決定をしたときは、養成施設を経て申請者に通知する。

第6 貸付の方法

- 1 貸付期間は、原則、第5の貸付決定日の属する年度の4月から2年間とするが、貸付決定日の属する年度が正規の修学期間の最終年度の場合は、学費相当分（毎月50,000円以内）の1年間に相当する額を貸付するものとする。ただし、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間はこの期間に含めるものとする。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、2に掲げる額のうち学費相当分（毎月50,000円以内）の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

- 2 貸付額は、毎月 50,000 円以内とし、無利息で貸付する。ただし、当該養成施設に入学した日の属する月の初日から 1 年（当該養成施設の正規の修学期間が 4 年の場合にあつては、2 年）を経過する日までの間に初回の貸付を受ける場合に限り、当該初回の貸付に入学準備金として 200,000 円以内を加算することができるものとする。また、最終貸付時（正規の修学期間が 2 年を超える養成施設に在学している学生にあつては、卒業年度の 3 月）に就職準備金として 200,000 円以内を貸付することができるものとする。さらに、第 2 の 3 に規定する生活費加算については、1 月当たり、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を加算することができるものとする。ただし、学費相当分（毎月 50,000 円以内）の貸付を行わずに、生活費加算分のみを貸付を行うことはできない。また、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。
- 3 修学資金の交付は原則年 2 回（卒業年度においては原則年 3 回）とし、第 7 で提出のあった口座へ振込みを行う。なお、修学資金の交付に当たっては、在学証明書等をもって交付するものとする。

第 7 借用書等

修学資金の貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める期間までに、保育士就学資金振込口座申請書（様式第 4 号）及び決定した全額についての保育士修学資金借用書（様式第 5 号）を会長に提出しなければならない。

第 8 貸付契約の解除

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、修学資金の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業の成績及び素行が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

第 9 貸付の休止

会長は、借受人が休学したときは、復学した日の属する月までの期間、修学資金の貸付を行わないものとする。

第 10 休学等

借受人が、休学、停学、復学、留年及び退学した場合は、直ちに休学・停学・復学・留年・退学届（様式第 6 号）を会長に提出しなければならない。

第 11 返還の債務の当然免除

借受人は、次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができるものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に法第 18 条の 18 の保育士登録を行い、香川県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、香川県

において貸付を受け、東日本大震災等における被災県において業務に従事する場合は、香川県及び当該被災県とする。以下同じ。)内の保育所児童の保護等、保育士修学資金貸付等制度の運営について」(こ成基第19号こども家庭庁成育局長通知令和5年6月7日)の7の(1)の②に定める施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間(過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合又は入学時に45歳以上の者であって離職して2年以内の者(以下「中高年離職者」という。))が当該業務に従事した場合にあっては3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付を受けた者の意思によらず、香川県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

(2)(1)で規定する従事期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

第12 返還

修学資金の返還は、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)に、会長が定める金額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間(第14又は第15の規定により返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間)内に行わなければならない。

(1)第8の規定により修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2)養成施設卒業後1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は香川県の区域で第11の(1)に規定する業務に従事しなかったとき。

(3)香川県の区域内において、第11の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により第11の(1)に規定する業務に従事できなくなったとき。

第13 返還の方法等

1 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 第12の(1)から(3)に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならなくなった者は、その事由が生じた日(免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日)から15日以内に保育士修学資金返還計画申請書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

第14 返還の当然猶予

借受人は、第8の規定により修学資金の貸付を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができるものとする。

第15 返還の裁量猶予

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、履行期

限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- (1)香川県の区域で第11の(1)に規定する業務に従事しているとき。
- (2)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。ただし、「その他やむを得ない理由」とは、例えば、育児休業等により第11の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

第16 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）を当該各号に定める範囲内において、免除することができるものとする。

- (1)死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは返還の債務の全部又は一部。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。
- (2)長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の全部又は一部。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。
- (3)香川県の区域内において2年以上第11号の(1)に規定する業務に従事したとき、返還の債務の一部

第17 裁量免除の額

裁量免除の額は、香川県の区域内で第11の(1)に規定する業務に従事した月数を、貸付けを受けた月数の2分の5（過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第18 免除又は猶予の申請

- 1 返還の免除を受けようとする者は、保育士修学資金返還免除申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1)業務に従事した施設又は団体の長の発行する保育等業務従事期間証明書（様式第9号）
 - (2)死亡、離職、災害、疾病等による場合にあつては、その状況を証する書類
- 2 返還の猶予を受けようとする者は、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1)就学による場合にあつては、養成施設の長の発行する在学証明書
 - (2)就業による場合にあつては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した保育等業務従事届（様式第11号）
 - (3)(1)又は(2)以外の場合にあつては、申請の理由を証明する書類
- 3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第19 延滞利息

借受人は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還す

べき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利息を納めなければならない。

ただし、当該延滞利息が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利息を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができるものとする。

第20 従事期間

- 1 第11の(1)及び第16の(3)に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合には、原則として月数によるものとする。
- 2 従事期間を計算する場合には、香川県の区域で第11号の(1)に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 3 借受人は、従事期間の確認のため、毎年度、保育等業務従事届（様式第11号）を会長に提出しなければならない。

第21 届出等義務

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付を辞退するとき 保育士修学資金貸付辞退届（様式第12号）
- (2) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第13号）
- (3) 保育士の登録をしたとき 保育士登録届（様式第14号）
- (4) 従事先が変更になったとき 保育士業務従事先変更届（様式第15号）
- (5) 借受人が従事期間中に休職又は復職したとき（様式第16号）
- (6) 借受人が死亡したとき 借受人死亡届（様式第17号）
- (7) 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第18号）

第22 書類の経由

この要領により会長に提出する書類は、その長を経由しなければならない。

第23 その他

香川県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月31日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月11日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月10日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月2日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月26日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月26日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月25日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月9日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

各種樣式

保育士修学資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

フリガナ				生年月日
申請者氏名	Ⓜ			年 月 日 (歳)
住 所	〒 ー			
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー ー		
養成施設名	入 学 年 月		年 月	
	卒 業 予 定 年 月		年 月	
種 別	保育士			
高等教育の 修学支援新 制度の対象	対象者である・対象者でない・申請中		区分	第 区分 (/3)
	授業料等減免金額 (年額)	授業料： 円	入学金： 円	
	減免後の自己負担額 (年額)	授業料： 円	入学金： 円	
貸付期間 及 び 貸付申請額	_____年_____月_____日から			
	_____年_____月_____日まで _____か月間			
	月 額	円 (5万円以内)		
	生活費加算額	円 (下記参照)		
	入学準備金	円 (20万円以内)		
	就職準備金	円 (20万円以内)		
総 額	円			
他の奨学金・ 給付金等の 利用状況 (有・無)	名称	利用期間	年額	状況
	高等教育の修学支援新 制度(給付型奨学金)	年 月～ 年 月	円	申請中・受給中 卒業後返還 (不要)
		年 月～ 年 月	円	申請中・受給中・返済中 卒業後返還 (必要・不要)
		年 月～ 年 月	円	申請中・受給中・返済中 卒業後返還 (必要・不要)

【生活保護受給世帯等への生活費加算額等について】

申請者居住地	生活費加算額 (※)
高松市	2級地-1の年齢区分に応じた生活扶助基準(第1類)の額
丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町	3級地-1の年齢区分に応じた生活扶助基準(第1類)の額
さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町、まんのう町	3級地-2の年齢区分に応じた生活扶助基準(第1類)の額

(※)生活費加算額

- ◆加算額は、各年度の4月1日現在の基準を適用する。
- ◆高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金との併願は可とするが、生活費加算額の併用は不可。
裏面につづく

【連帯保証人1】 独立の生計を営む成年者

フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名			
申請者との続柄			
住 所	〒 —		
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯]	— —
職 業			
所 得 金 額 (昨年1年間)			

【連帯保証人2】 独立の生計を営む成年者

フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名			
申請者との続柄			
住 所	〒 —		
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯]	— —
職 業			
所 得 金 額 (昨年1年間)			

(注1) 独立の生計を営む成年者の連帯保証人2人を立てること。そのうち1名は香川県内に居住する者とする。ただし、申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人でなければならない。

(注2) 次の書類を添付すること。

- ①世帯に関する届出書（様式第1号の2）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③保育士養成施設の推薦書（様式第3号）※養成施設側が作成
- ④レポート（200字以上400字以下、様式は任意、手書き）
- ⑤住民票（申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人（住民票抄本））
- ⑥世帯の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）
- ⑦申請世帯における被扶養者が県外在住の学生の場合、被扶養者であることを確認できる書類（扶養者の源泉徴収票の写し、在学証明書等）
- ⑧貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証明する下記のいずれかの書類（該当する場合のみ）
 - ・福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ・地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が非課税であることを証明する書類
 - ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減税があることを証明する書類
 - ・国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金が減免されることを証明する書類
 - ・国民健康保険法第77条の基づく保険料の減免又は徴収の猶予があることを証明する書類
- ⑨その他会長が必要と認める書類（該当する場合のみ）※個別に対応します。

【様式第1号の2】

世帯に関する届出書

申請者氏名

印

1 世帯に関すること

世帯人員	()人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 ()人 <input type="checkbox"/> 祖父母 ()人 <input type="checkbox"/> その他 ()				
障害者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：人数 ()人 ＊「有」の場合は、身体障害者手帳等をコピーのうえ、封書にして添付してください。					
修学中の家族の状況	本人との続柄	氏名	年齢	在学している学校（就学前の場合は未選択）	国公立・私立の別	通学形態
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外

＊本人を除く、就学中・就学前の子について記入してください。

2 収入に関すること

ふりがな氏名		父	<input type="checkbox"/> 給与収入：源泉徴収票の写しを添付 <input type="checkbox"/> 年金収入：年金振込通知・額改定通知の写しを添付 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外：確定申告書の写しを添付 <input type="checkbox"/> その他：(具体的に) <input type="checkbox"/> 無
ふりがな氏名		母	<input type="checkbox"/> 給与収入：源泉徴収票の写しを添付 <input type="checkbox"/> 年金収入：年金振込通知・額改定通知の写しを添付 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外：確定申告書の写しを添付 <input type="checkbox"/> その他：(具体的に) <input type="checkbox"/> 無
ふりがな氏名		父母に代わる家計支持者 (父母の収入の記載がない場合)	<input type="checkbox"/> 給与収入：源泉徴収票の写しを添付 <input type="checkbox"/> 年金収入：年金振込通知・額改定通知の写しを添付 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外：確定申告書の写しを添付 <input type="checkbox"/> その他：(具体的に) <input type="checkbox"/> 無

3 支出に関すること（対象期間：申請日の前年の1月～12月）

長期療養者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：療養のために経常的に必要な1年間の支出 ()万円 ＊医療費の領収書などのコピーを添付してください。
主たる家計支持者の別居の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：別居による家賃、光熱水費などの1年間の実費 ()万円 ＊別居による家賃、光熱水費など、自己負担した費用の領収書のコピーを添付してください。会社等で負担される分は除きます。
火災・風水害・盗難等の被害の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：長期(2年以上)にわたる支出の増加、収入の減少がある場合、その1年分の金額 ()万円 ＊被害を受けたことの証明書（罹災証明書、盗難届の証明書など）と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを添付してください。ただし、保険や損害賠償等によって補てんされた分は除きます。

4 その他（申込みにあたり、特に説明を要することがあれば記載してください。）

--

誓 約 書

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

保育士修学資金を借入するにあたり、香川県保育士修学資金貸付事業運営要領を守り、学生としての品位を保つことはもちろん、卒業後は、香川県内で保育士として業務に従事するとともに、届出その他義務について誠実に履行することを誓約します。

また、万が一、貸付金額返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返還いたします。

年 月 日

[申請者]

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

なお、香川県保育士修学資金の貸付については、次の者が連帯保証人として借入金返還の債務を申請者と連帯して負担することを本人より同意を得ています。

※申請者が記入すること

[連帯保証人1]

住 所 _____

氏 名 _____

[連帯保証人2]

住 所 _____

氏 名 _____

指定保育士養成施設の推薦書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

推薦を受ける者の 氏 名			
養成施設名 (名称・学部学科名)			
学 年	年 月 入学	第	学年
点 数	合計 点		
	(内訳)		
	①家庭の経済状況		点
	②学業優秀		点
	③県内での就業意思		点
	④他の給付型奨学金等の利用状況		点
	⑤生活困窮者		点
所 見 推 薦 理 由 (人物・成績等)			

上記の者は、保育士修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職名及び氏名

⑩

【様式第4号】

保育士修学資金振込口座（申込・変更）申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

私は、下記のとおり保育士修学資金振込口座を申請します。

貸付番号		
振込先 金融機関	金融機関名	銀行 信金 農協 信組
	支店名	
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

- (注) 1 振込先金融機関口座は、必ず借受人本人の名義の口座であること。
2 振込先金融機関口座の通帳の写し、キャッシュカードの写し等、口座情報が分かるものを添付すること。

保育士修学資金借用書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

借受人は、下記のとおり保育士修学資金を借用いたしました。

については、香川県保育士修学資金貸付事業運営要領記載の遵守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なくその債務を履行いたします。

連帯保証人は、借受人が借用した修学資金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担いたします。

記

貸付総額	円也	貸付決定 番号	
貸付総額 内訳	月 額	円	
	生活費加算額	円	
	入 準 備 学 金	円	
	就 準 備 職 金	円	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日 (月間)		

〔借受人〕 住所 _____

氏名 _____ (印)

〔連帯保証人1〕 住所 _____

氏名 _____ (印)

〔連帯保証人2〕 住所 _____

氏名 _____ (印)

<借受人が未成年である場合>

〔法定代理人1〕 住所 _____

氏名 _____ (印)

〔法定代理人2〕 住所 _____

氏名 _____ (印)

〔裏面〕

- (注) 1 借受人、連帯保証人及び法定代理人の欄は、それぞれ本人が自署し、押印すること。
2 借受人及び連帯保証人は実印を押印し、その印鑑証明書を添付すること。但し、借受人が未成年の場合は、実印以外でも差し支えない。
3 初回の貸付決定後、退学等による辞退または裁量免除により貸付総額に変更が生じた場合は、速やかに本会へ届け出ること。変更後は、下記のとおり借用書を変更する。
4 この貸付けは、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税が課されません。

【初回貸付決定額から変更が生じた場合】

保育士修学資金借用書（変更後）

貸付総額	円也		貸付決定番号
貸付総額 内訳	月額	円	
	生活費加算額	円	
	入学準備金	円	
	就職準備金	円	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日（ 月間）		

〔借受人〕 住所 _____
氏名 _____ (印)

〔連帯保証人1〕 住所 _____
氏名 _____ (印)

〔連帯保証人2〕 住所 _____
氏名 _____ (印)

<借受人が未成年である場合>

〔法定代理人1〕 住所 _____
氏名 _____ (印)

〔法定代理人2〕 住所 _____
氏名 _____ (印)

休学・停学・復学・留年・退学届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	Ⓜ	
住 所	〒 ー	
事 項	休学 ・ 停学 ・ 復学 ・ 留年 ・ 退学	
事項が発生した日	年 月 日	
期 間	〔休学・停学〕 年 月 日から 年 月 日 〔復学〕 年 月 日 〔留年〕 年次 (卒業予定年月日) 年 月 日	
事項が発生した理由		

.....
上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職名及び氏名

Ⓜ

【様式第7号】

保育士修学資金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記により保育士修学資金を返還したいので申請します。

フリガナ		借受人との関係	貸付決定番号
申請人氏名	Ⓜ		
住 所	〒 ー		
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー	ー
借受人氏名			
返 還 債 務 額	①借用総額	円	
	②返還免除を受けた金額	円	
	③返還すべき金額	円 (①-②)	
返 還 期 間	①貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
	②返還猶予を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	③返還期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
返 還 方 法 等	①返還方法	月 賦 ・ 半年賦	
	②返還回数	回	
	③1回の返還額	円 (最終回 円)	
返 還 事 由	<p>返還事由の発生日 年 月 日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修学資金の貸付を取り消された 2 保育士業務に従事する意思がなくなった 3 保育士登録簿に登録できなかった 4 香川県内において保育士業務に従事しなくなった 5 保育士業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなかった 6 返還の債務の返還猶予期間が終了した 		

保育士修学資金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記により保育士修学資金返還の免除を受けたいので申請します。

フリガナ		借受人との関係	貸付決定番号
申請人氏名	Ⓜ		
住 所	〒 ー		
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー ー	
借受人氏名			
返 還 債 務 額	①借用総額		円
	②既に返還免除を受けた金額		円
	③返還済金額		円
	④返還すべき金額		円 (①-②-③)
期 間	①貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
	②返還猶予を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
返 還 債 務 の 免 除 申 請 額	円		
返 還 免 除 事 由 が 発 生 し た 日	年 月 日		
免 除 事 由		留意事項と添付書類	
1 保育士登録簿に登録したうえで、香川県内において保育士業務に5年間(過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に従事した45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)従事した		保育等業務従事期間証明書(様式第9号)	
2 保育士業務の業務上の事由による死亡、又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった		保育等業務従事期間証明書(様式第9号) 下記欄に具体的に記載し、それを証明する書類	
3 保育士登録簿に登録したうえで、貸付期間以上に香川県内において保育士業務に従事した(5年未満)		保育等業務従事期間証明書(様式第9号) 下記欄に具体的に記載	
4 業務外の事由による死亡、又は心身の故障のため返還が困難となった		保育等業務従事期間証明書(様式第9号) 下記欄に具体的に記載し、それを証明する書類	
具 体 的 内 容			
就 業 の 状 況	従事施設等の名称	業務内容	保育等業務従事期間

【様式第9号】

保育等業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

貸付決定番号		
フリガナ		生年月日
借受人氏名	Ⓜ	年 月 日 (歳)
住 所	〒 ー	

上記の者は、次のとおり従事したことを証明します。

証明期間	年 月 日 から 年 月 日まで ・ 現在	
従事先での職名	業務内容	従 事 期 間
		年 月 日 から 年 月 日
		年 月 日 から 年 月 日
		年 月 日 から 年 月 日

施設等の所在地

施設等の名称

施設等の長の職名及び氏名

Ⓜ

(注) 複数の施設等で従事したときは、それぞれの施設毎に作成すること

保育士修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記により保育士修学資金返還の猶予を受けたいので申請します。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	Ⓜ	
住 所	〒 —	
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯] — —
返 還 債 務 額	①借用総額	円
	②既に返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還すべき金額	円 (①-②-③)
期 間	①貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
	②今回の猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
返 還 猶 予 事 由 が 発 生 し た 日		年 月 日
猶 予 事 由		留 意 事 項 と 添 付 書 類
1 貸付を取り消された後も引き続き養成施設等に在学している		在学証明書
2 養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等に在学している		在学証明書
3 香川県内において保育士業務に従事している		保育等業務従事届 (様式第11号)
4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行が困難である		下記欄に具体的に記載し、それを証明する書類
具 体 的 内 容		

保 育 等 業 務 従 事 届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

私は、下記のとおり指定の保育等業務に従事していることを届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	Ⓜ	
住 所	〒 ー	
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー ー
従 事 施 設 名 称		
施設所在地	〒 ー	
業 務 内 容		
就 業 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで / 現在まで	

.....
上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設等の所在地

施設等の名称

施設等の長の職名及び氏名

Ⓜ

保育士修学資金貸付辞退届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	Ⓜ	
住所	〒 —	
電話番号	[自宅] () —	[携帯] — —
辞退期日	年 月 日	
貸付決定額(1)	円	
これまでの辞退額(2)	円	
今回辞退する額(3)	円	
辞退額合計 (4) ((2)+(3))	円	
辞退後の貸付金額 (1)-(4)	円	
辞退理由 (該当する方に○印をして記入してください。)	<p>1 高等教育の修学支援新制度について 年度(前期分、後期分)の授業料の自己負担額が 円から 円になったため、その差額を辞退する。</p> <p>2 その他(具体的に理由を記入してください。)</p>	

氏名・住所変更届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について変更があったので届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	Ⓜ	
住 所	〒 —	
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯] — —
変更した者	借 受 人 ・ 連 帯 保 証 人	
変更年月日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所	〒 —	〒 —
電 話 番 号	[自宅] () —	[自宅] () —
	[携帯] — —	[携帯] — —
変 更 理 由		

- (注) 1 住所の変更があった場合は、住民票抄本（本籍地、マイナンバーは不要）を添付すること。
2 氏名の変更があった場合は、戸籍抄本を添付すること。

【様式第14号】

保育士登録届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

私は、下記のとおり保育士登録簿に登録されたので届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	Ⓜ	
住 所	〒 —	
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯] — —
登録を受けた資格	保 育 士	
登録年月日	年 月 日	
登録番号		

(注) 登録証の写し(A4版に複写)を添付すること。

保育士業務従事先変更届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり従事先を変更したので届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	Ⓜ	
住 所	〒 —	
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯] — —
従 事 施 設 名 称		
施設所在地	〒 —	
業 務 内 容		
就 業 年 月 日	年 月 日 から	

.....
上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設等の所在地

施設等の名称

施設等の長の職名及び氏名

Ⓜ

休職・復職届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について、届け出ます。

届出事項	届 出 内 容	
届出者氏名	フリガナ	貸付決定番号
住 所	〒 ー	
電話番号	自宅 () ー	携帯 () ー
休 職	休職開始日	年 月 日
	休職終了予定日	年 月 日
復 職	復帰日	年 月 日
貸付期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
(理由)		

(注) *必ず届出事項欄の「休職」又は「復職」に○を付けてください。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

香川県社会福祉協議会会長 様

(従事先)

所在地 〒 ー

名 称
 管理者職名
 氏 名

㊟

借 受 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

保育士修学資金の貸付を受けた者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
届出者氏名	Ⓜ	
住 所	〒 ー	
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー ー
借受人氏名		
借 受 人 と の 関 係		
死亡年月日	年 月 日	
死 亡 時 の 状 況	1 養成施設等に在学していた 2 他種の養成施設等に在学していた 3 保育士業務に従事していた 4 保育士業務等以外の業務に従事していた 5 その他 ()	
死 亡 事 由		

(注) 死亡を証明できる書類を添付すること。

連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり連帯保証人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

フリガナ				貸付決定番号		
借受人氏名		⑩				
住 所		〒 ー				
電 話 番 号		〔自宅〕 () ー		〔携帯〕 ー ー		
申 請 内 容	現 在	フリガナ				
		氏 名	⑩			
	新 た な 連 帯 保 証 人	フリガナ				
		氏 名	⑩			
		申請者との 続 柄				
		住 所	〒 ー			
		電 話 番 号	〔自宅〕 () ー		〔携帯〕 ー ー	
		職 業				
人	所 得 金 額 (昨年1年間)					
変 更 の 理 由						

借受人 様が香川県社会福祉協議会から貸付を受けた保育士修学資金の返還をしなければならぬときは、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

〔新たな連帯保証人〕 氏 名 ⑩

(注) 新たな連帯保証人となる者の印鑑証明書、住民票、所得証明書を添付すること。

保育士修学資金の貸付け等について（抜粋）

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

（1）保育士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県等の区域（貸付けを受けた都道府県の区域内にある指定都市、貸付を受けた指定都市の属する都道府県を含む。また、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。）内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島又は中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県等外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

保育士修学資金貸付等制度の運営について（抜粋）

7 返還の債務の当然免除について

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 要綱第8の(1)の①に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。
- ② 要綱第8の(1)の①に規定する「従事先施設」とは、次のアからコの施設等とする。
 - ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
 - キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - i) 法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

コ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

③ 1 要綱第8の(1)の①に規定する「過疎地域、離島及び中山間地域等」とは、次のアからコの地域等とする。

ア 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）

イ 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ウ 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島）

エ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯）

オ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地）

カ 振興山村（山村振興法 昭和四十年法律第六十四号 第七条第一項の規定により指定された振興山村）

キ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島）

ク 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域）

ケ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域）

コ 沖縄の離島（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島）

④ 保育士登録を行った者が要綱第8の(1)の①に規定する業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に要綱第8の(1)の①に規定する職種以外の職種に採用された者については、都道府県知事が本人の申請に基づき要綱第8の(1)の①に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の(1)の①及び第9の(2)に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えないこと。

⑤ 要綱第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第8の(1)の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。